

告 示

埼玉県告示第八百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和六年七月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）コープ坂戸薬師町店

埼玉県坂戸市薬師町二十八番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 「ユニバーサルデザイン」の考えを取り入れ、年齢・性別・身体・国籍など様々な方が持つ特性や違いに配慮した施設整備に取り組んでください。その際は、障害者等関連団体の意見を反映させることが望ましいです。

(2) 事業活動に関し公害に係る苦情が発生した場合は、速やかに誠意をもって解決を図ってください。

(3) 当該事業所から発生する廃棄物が散乱等により周辺環境に悪影響を与えないよう適切な処理を講じ、ドラッグストア及びテナントに対しても、周知・指導を行ってください。

(4) 店舗への出入に際しては円滑な交通誘導を行い、また、誘導案内看板等を設置するなど適切な周辺道路の渋滞対策を講じてください。

(5) 埼玉県の「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」を遵守し地元商業団体との連携や商工会への加入を検討してください。

(6) 児童生徒の登下校時の安全確保、対策を講じてください。

二 縦覧期間

令和六年七月二十三日から令和六年八月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター